

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月5日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月6日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」（マザーファンドを含みます。）は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産など値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加設定される受益権の帰属は、日興アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「その他の情報」-「その他」-「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「管理及び運営の概要」-「信託の終了他」に記載の「約款変更」の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、後述の「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	2
換金手続きの概要	4

特色

ファンドの特色	6
投資方針	10

投資リスク

ファンドのリスク	13
リスク管理体制	13

費用・税金

手数料等及び税金	14
----------	----

ファンド情報

ファンドの性格	19
管理及び運営の概要	21
その他の情報	25

運用

ファンドの運用状況	29
財務ハイライト情報	33

その他

約 款	35
(ご参考:「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」)	
用語集	64

ファンドの概要

ファンドの名称	ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型) (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	ファンド・オブ・ファンズ / 自動 reinvest 投資適用
ファンドの目的	安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。
主な投資対象	「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク ・不動産投信のリスク
信託期間	無期限とします(平成16年3月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行ないません。 第4計算期以降、毎決算時に、原則として安定した分配を継続的行なうことをめざします。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%)

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得申込み手続きの概要

申込方法

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・収益分配金の受取方法によって、< 分配金再投資コース > と < 分配金受取りコース > の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
- ・< 分配金再投資コース > をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

取扱時間

原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日

基本情報

申込価額 (発行価格)	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込単位	申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
申込金額	お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込期間	平成18年4月6日から平成19年4月5日とします。 平成19年4月6日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金請求不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> • ニューヨーク証券取引所の休業日 • ニューヨークの銀行休業日 • オーストラリア証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	<p>< 分配金再投資コース > 1口単位</p> <p>< 分配金受取りコース > 1口単位</p> <p>販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 解約請求による換金 >

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
受付中止	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取扱います。

照会先

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

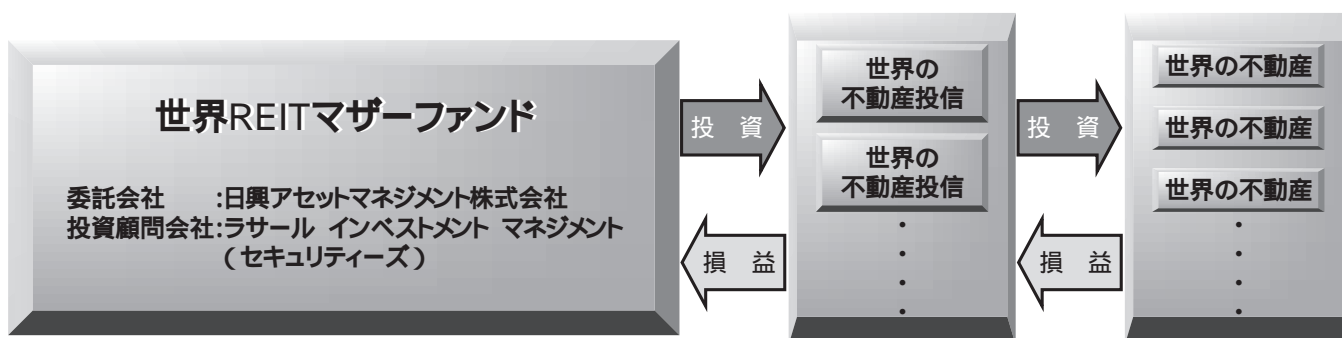
コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

ファンドの特色

1 世界各国の上場不動産投信（REIT）を中心に投資を行ない、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得することをめざします。

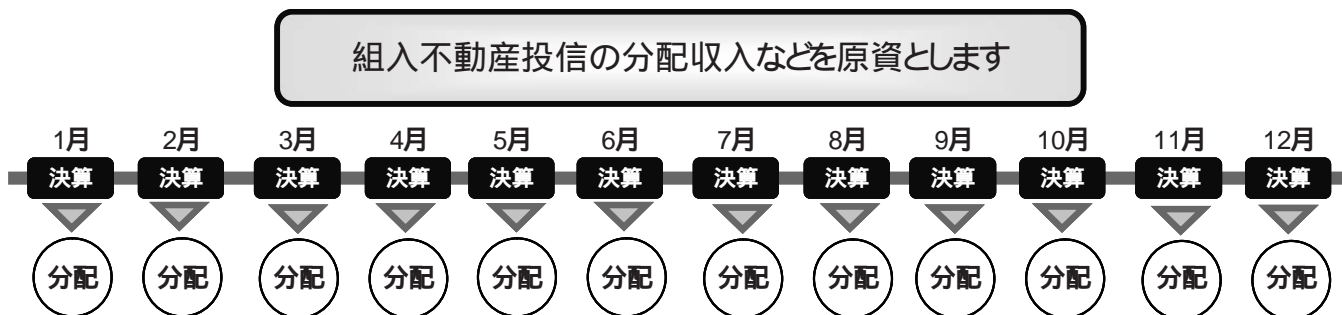
- ・主として、「世界REITマザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界各国の上場不動産投信（REIT）を中心に投資を行ないます（ファンド・オブ・ファンズ）。世界の不動産投信に投資を行なうことで、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得することをめざします。
- ・実質的な運用は「世界REITマザーファンド」で行ないます。



不動産投信とは、不特定多数の投資家から資金を調達し、不動産の所有、管理、運営を行なうもので、REIT (=Real Estate Investment Trust) と呼ばれる場合があります。多くの不動産投信は一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。不動産投信に投資する投資家は、不動産などに投資して得られる収益の大半を受け取ることができます。不動産投信には上場しているものと、非上場のものがありますが、当ファンドは原則として各国の証券取引所に上場している不動産投信に投資します。なお、豪州に上場する不動産投信は、一般的にLPT (=Listed Property Trust) と呼ばれています。当ファンドは、このLPTにも積極的に投資します。

2 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

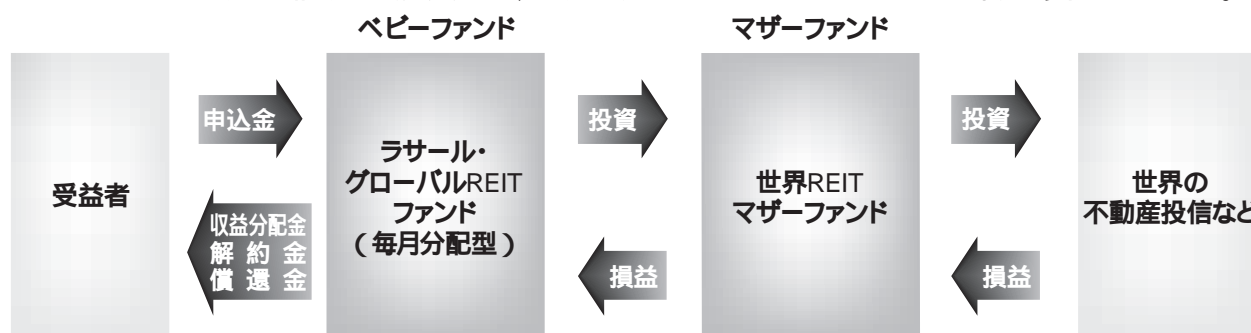
- ・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日として、安定した収益分配を行なうことをめざします。
- ・世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ・基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。



上記の図はイメージであり、将来の分配金のお支払いを約束するものではありません。

3 ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



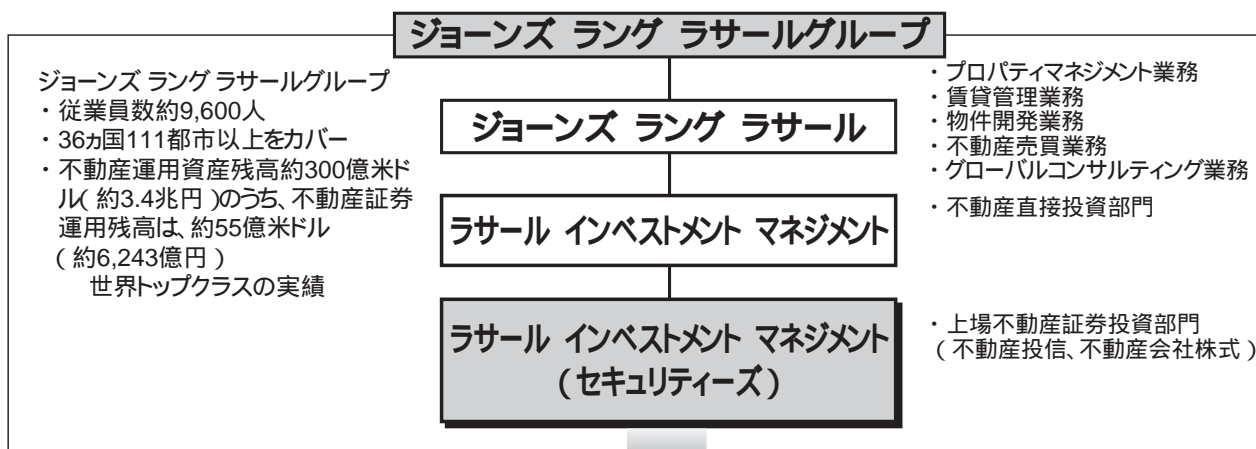
< 分配金再投資コース > の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

4 ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)が運用を担当します。

「世界REITマザーファンド」の運用にあたっては、ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)に運用の指図に関する権限を委託します。

ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)の特徴

同社は、世界有数の不動産投信会社の1つである「ジョーンズ ラング ラサールグループ」の上場不動産証券投資部門です。



ジョーンズ ラング ラサールグループ
 ・従業員数約9,600人
 ・36ヵ国111都市以上をカバー
 ・不動産運用資産残高約300億米ドル(約3.4兆円)のうち、不動産証券運用残高は、約55億米ドル(約6,243億円)
 世界トップクラスの実績

・プロパティマネジメント業務
 ・賃貸管理業務
 ・物件開発業務
 ・不動産売買業務
 ・グローバルコンサルティング業務
 ・不動産直接投資部門

・上場不動産証券投資部門
 (不動産投信、不動産会社株式)

「ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)」 ~ジョーンズ ラング ラサールグループの上場不動産証券投資運用会社~

・ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)は、1985年に設立された運用会社です。
 ・グローバルな視点に立った長期にわたる不動産市場分析と首尾一貫した運用哲学・運用手法に定評があり、上場不動産証券投資に優れた運用実績を有します。

2005年9月末現在

不動産投信のメリット	
比較的高く安定した分配金利回り	不動産投信は、不動産を保有することにより生じる賃料収入などを分配原資として分配を行います。また一般的には、この分配原資の一定以上を分配するかわりに、法人税が免除されています。そのため比較的高く安定した分配金利回りを期待することができます。
インフレに強い	主な収益源となる賃料や、不動産の価格はインフレに連動して動く傾向があるため、インフレに強いと考えられています。
小口から分散投資が可能	不動産への直接投資と比較しますと、小口から複数の不動産物件への投資が可能となります。投資地域の分散やテナントの分散によるリスク軽減を図ることが可能となります。
専門家による運用の効果	不動産投資は高度な専門性を有しますが、不動産投信は専門家が運用するので、投資家は不動産投信に投資することで、専門家の運用によるメリットを享受することが期待できます。
高い流動性・換金性	証券取引所に上場している不動産投信は、一般的に現物の不動産よりも流動性・換金性に優れています。

不動産投信の主なリスク
<p>不動産投信は、不動産を運用対象とする商品で、かつ、市場で取引されますので、不動産を取り巻く環境、不動産市況や金利動向、マクロ経済の変化など、様々な要因で分配金や価格は影響を受けます。</p> <p>不動産の価格は、不動産市況、社会情勢その他の要因を理由として変動します。さらに不動産の流動性は一般に低く、望ましい時期に売却することができない可能性、売却価格が下落する可能性などがあります。したがって、元本が保証された商品ではありません。</p> <p>不動産投信は、一般の法人と同様に倒産のリスクがあります。法的倒産手続きを開始した場合、本投資証券の価格が著しく下落し、無価値になることも予想されます。</p> <p>不動産について、火災、爆発、水災その他の事故について、火災保険などの保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合には、著しい悪影響を受ける可能性があります。地震、噴火、津波などの災害により不動産が滅失、劣化または毀損し、その価格が影響を受ける可能性があります。</p> <p>不動産からの収入が減少する可能性や、不動産に関する費用は増大する可能性があり、分配金額が悪影響を受けることがあります。</p> <p>収益は、不動産の賃料収入に依存しています。賃料収入は、不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延などの可能性があります。</p> <p>退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、未稼働不動産の取得などは、分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>証券取引所が定める基準に抵触し、上場廃止になった場合には、取引が著しく困難になる可能性があります。</p>

投資方針

投資方針

<ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型)>

- ・主として、「世界REITマザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<世界REITマザーファンド>

- ・主として、世界各国の証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の証券取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。
- ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

<ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型)>

「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

<世界REITマザーファンド>

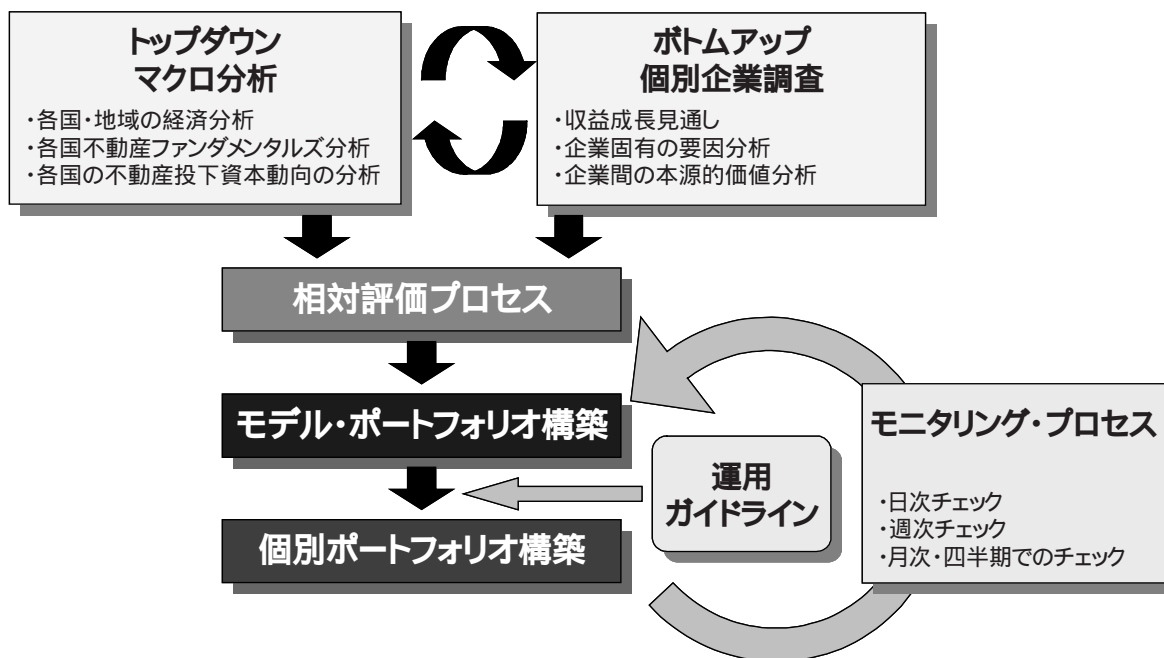
世界各国の証券取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用体制

当ファンドの主要投資対象である「世界REITマザーファンド」の運用にあたっては、ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)に運用の指図に関する権限を委託します。

<ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)の運用体制 >



上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

分配方針

収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行いません。第4計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行いません。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。< 分配金再投資コース > の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

約款に定める 投資制限

< ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型) >

- 1) 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

< 世界REITマザーファンド >

- 1) 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産など値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

不動産投信は、不動産を運用対象とする商品で、かつ市場で取引されますので、不動産を取り巻く環境、不動産市況や金利動向、マクロ経済の変化など、様々な要因で分配金や価格は影響を受けます。
詳しくは、9頁< 不動産投信の主なリスク >をご参照ください。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に不動産は代替性がないうえ、流動性が低く、取得または売却に、より多くの時間と費用を要することがあり、場合によっては取得または売却ができない可能性があります。

信用リスク

不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を被る可能性があります。また、証券取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

リスク管理体制

- ・日興アセットマネジメント株式会社では、外部委託運用部が投資顧問会社との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングを行ないます。モニタリングの内容は、運用ガイドラインの遵守状況のチェック、ファンドのパフォーマンス、リスク状況の把握・管理などです。
- ・日興アセットマネジメント株式会社では、外部委託運用部において行なうファンドのモニタリング以外に、第三者的立場から管理部門においても運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的(リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析など)に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。
- ・日興アセットマネジメント株式会社では、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金(解約)までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容	
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり)	基準価額の3.15%(税抜3%)以内
	収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*(うち地方税3%)
	換金(解約)時	換金手数料	ありません
		信託財産留保額	ありません
		所得税・地方税	解約差益に対し10%*(うち地方税3%)
償還時	所得税・地方税	償還差益に対し10%*(うち地方税3%)	
間接負担	保有時	信託報酬	純資産総額に対し 年率1.575%(税抜1.5%)
		監査費用	純資産総額に対し 年率0.00945%(税抜0.009%)以内
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料 などのファンドを運用するための費用など	

*内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。

買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

売買委託手数料などには、消費税等相当額がかかります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

費用・税金

申込手数料

申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.575%(税抜1.5%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分		0.9135% (0.87%)	0.5775% (0.55%)	
100億円超 500億円以下の部分	1.5750% (1.50%)	0.8610% (0.82%)	0.6300% (0.60%)	0.0840% (0.08%)
500億円超の部分		0.7560% (0.72%)	0.7350% (0.70%)	

括弧内は税抜です。

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

費用・税金

その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

売買委託手数料など

組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

監査費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に対し年0.00945%(税抜0.009%)以内の率を乗じて得た金額が費用計上されます。

租税など

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

課税上の取扱い

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税(株式等の譲渡損益との損益通算可)	

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

法人の場合、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は7%(所得税のみ)、平成20年4月1日以降は15%(所得税のみ)の源泉徴収となります。

上場株式等に限定されている特定口座の利用が平成16年10月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期などが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

〔平成16年1月1日から平成20年3月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等（上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等（公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）を含みます。以下同じ。）に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

〔平成20年4月1日以降〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

〔平成16年1月1日から平成19年12月31日まで〕

公募株式投資信託を譲渡（買取請求）した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

〔平成20年1月1日以降〕

公募株式投資信託を譲渡（買取請求）した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%（所得税15%および地方税5%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

[平成20年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

益金不算入制度 の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

個別元本超過額

- ・償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額(解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額)が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- ・この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と 特別分配金

- ・収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受け取る際
 - 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的

安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

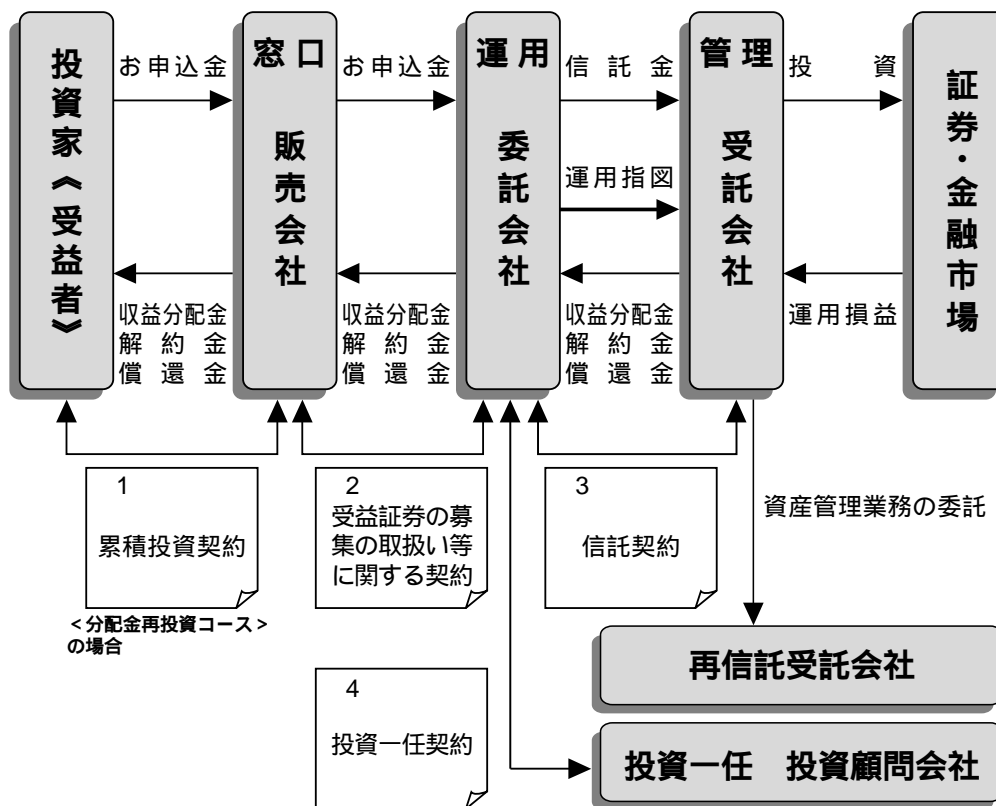
ファンド・オブ・ファンズ

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金限度額

- ・3500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド運営の仕組み



- 1 累積投資業務において取り扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付および保管の方法などを投資家と販売会社の間で規定したもの。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混蔵保管されます。「自動けいぞく投資契約」、「自動積立投資契約」などの名称が用いられることがあります。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 4 委託会社から委任を受け、投資顧問会社が資産運用における投資判断と投資に必要な権限を受けるにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委任する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

関係法人の名称 および役割

販売会社

- ・ 受益証券の募集および販売の取扱い
- ・ 解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・ 目論見書および運用報告書の交付 など

委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

- ・ 信託財産の運用指図
- ・ 受益証券の発行
- ・ 目論見書および運用報告書の作成 など

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しません。

投資顧問会社

ラサール インベストメント マネジメント(セキュリティーズ)

- ・ マザーファンドの運用指図権限の委任を受けファンドを運用(投資一任)

受託会社

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

- ・ 信託財産の管理・保管
- ・ 信託財産の計算 など

委託会社の概況

(平成18年2月末日現在)

1) 名称

日興アセットマネジメント株式会社

2) 代表者の役職氏名

取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

3) 本店の所在の場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

4) 資本金

16,174百万円

5) 会社の沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始

昭和60年：投資顧問業開始

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	61.69%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	37.82%

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

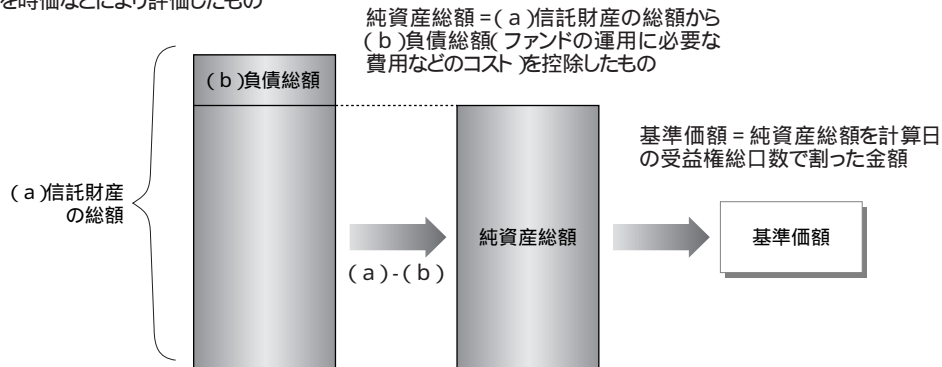
資産の評価

基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >

(a) 信託財産の総額 = ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価などにより評価したもの



有価証券などの評価基準

・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

- ・ マザーファンド受益証券: 基準価額計算日の基準価額で評価します。
- ・ 海外不動産投信: 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における証券取引所の最終相場で評価します。

・ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と公表

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・ 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター電話番号 0120-25-1404

(9:00 ~ 17:00 土、日、祝日は除く。)

ただし、半休日となる場合は9:00 ~ 12:00

保管

< 分配金再投資コース >

受益証券は、「自動かいろく(累積)投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

計算期間

< 分配金受取りコース >

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

毎月6日から翌月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「 異議の申立て 」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

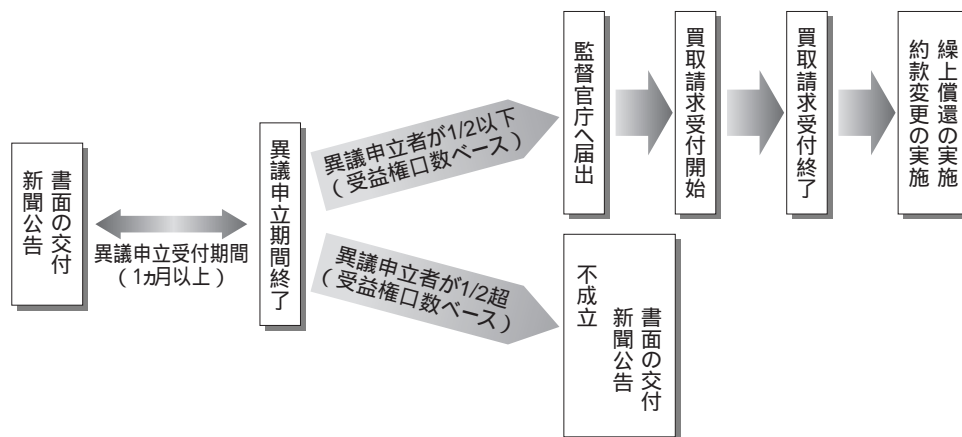
2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。

異議の申立て

- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
 - 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は委託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回(1月、7月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約 について

- ・ 販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3か月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 投資顧問会社とのマザーファンドの資産における投資一任契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

- ・受益証券は原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料はありません。
- ・名義書換の手続きは毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

受益者に対する特典 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前述の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に支払います。

< 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

その他

内国投資信託 受益証券の形態等

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額 (設定総額)

1兆円を上限とします。

払込期日および 払込取扱場所

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社のファンドの口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

< 振替受益権について >

- ・ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

< 既発行受益証券の振替受益権化について >

- ・委託会社は、「ファンド情報」-「管理及び運営の概要」-「信託の終了他」-「信託約款の変更」の5)の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。
- ・振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

ファンドの詳細情報の項目

該当事項はありません。

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】
 - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益及び剰余金計算書】
 - (3)【附属明細表】
 - 2 【ファンドの現況】
 - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	30,143,081	99.17
日本	30,143,081	99.17
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	251,766	0.83
純資産総額	30,394,847	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 親投資信託受益証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
日本	世界REITマザーファンド	19,943,814,519	1.4400	28,718,611,820	1.5114	30,143,081,264	99.17

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.17
合計	99.17

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時 (2004年03月26日)	1.0000	1.0000	9,196	9,196
第1特定期間末(2004年07月05日)	0.9825	0.9865	17,010	17,078
第2特定期間末(2005年01月05日)	1.1001	1.1241	27,552	28,052
第3特定期間末(2005年07月05日)	1.2087	1.2327	32,489	33,128
第4特定期間末(2006年01月05日)	1.3044	1.3344	29,187	29,828

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した額です。

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2005年01月末日	1.0677	27,043
2005年02月末日	1.0815	27,666
2005年03月末日	1.0826	29,942
2005年04月末日	1.0929	33,860
2005年05月末日	1.1278	34,172
2005年06月末日	1.2000	32,479
2005年07月末日	1.2749	31,244
2005年08月末日	1.2167	27,992
2005年09月末日	1.2606	28,741
2005年10月末日	1.2382	27,849
2005年11月末日	1.3188	29,654
2005年12月末日	1.3070	29,131
2006年01月末日	1.3670	30,394

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1特定期間	0.0040
第2特定期間	0.0240
第3特定期間	0.0240
第4特定期間	0.0300

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	1.35
第2特定期間	14.41
第3特定期間	12.05
第4特定期間	10.40

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考)世界REITマザーファンド

以下の運用状況は平成18年1月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・投資証券は、不動産投信を表します。

(1)投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
投資証券	32,396,641	98.65
日本	35,640	0.11
アメリカ	19,587,798	59.64
カナダ	4,055,942	12.35
オランダ	2,819,269	8.58
フランス	602,906	1.84
オーストラリア	4,289,044	13.06
イギリス	449,254	1.37
香港	485,228	1.48
シンガポール	71,556	0.22
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	444,875	1.35
純資産総額	32,841,516	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
アメリカ	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	162,942	9,259	1,508,628,244	9,773	1,592,472,902	4.85
カナダ	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	543,369	2,315	1,258,080,068	2,357	1,280,944,112	3.90
アメリカ	HOME PROPERTIES INC	216,110	4,910	1,061,137,919	5,366	1,159,617,625	3.53
オーストラリア	STOCKLAND	1,800,247	572	1,030,004,321	564	1,014,500,573	3.09
カナダ	SUMMIT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	326,873	2,520	823,578,261	2,659	869,202,148	2.65
カナダ	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	354,169	2,293	812,022,462	2,391	846,916,892	2.58
アメリカ	NEW PLAN EXCEL REALTY TRUST	283,150	2,750	778,682,370	2,868	812,184,629	2.47
オランダ	CORIO NV	118,200	6,602	780,382,971	6,824	806,625,641	2.46
アメリカ	HERITAGE PROPERTY INVESTMENT	190,866	3,987	760,985,605	4,178	797,394,249	2.43
アメリカ	DUKE REALTY COPORATION	178,047	4,067	724,132,283	4,265	759,353,541	2.31
オーストラリア	INVESTA PROPERTY GROUP	4,031,764	175	707,873,940	175	707,566,922	2.15
アメリカ	GLIMCHER REALTY TRUST	222,492	2,982	663,576,021	3,162	703,427,926	2.14
オーストラリア	DB RREEF TRUST	5,862,281	123	720,880,258	120	703,112,603	2.14
アメリカ	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	168,654	3,978	670,837,307	4,058	684,341,433	2.08
アメリカ	MAGUIRE PROPERTIES INC	171,300	3,660	626,901,471	3,987	682,975,670	2.08
アメリカ	SPIRIT FINANCE CORPORATION	483,675	1,354	655,151,385	1,407	680,585,138	2.07
オランダ	VASTNED RETAIL NV	84,040	7,650	642,880,788	7,977	670,390,105	2.04
アメリカ	RECKSON ASSOCIATES REALTY CORPORATION	133,392	4,356	580,998,527	4,701	627,019,767	1.91
アメリカ	UNITED DOMINION REALTY TRUST	205,700	2,820	580,130,818	3,005	618,124,386	1.88
フランス	UNIBAIL HOLDING	35,450	16,509	585,248,304	17,007	602,906,658	1.84
アメリカ	HIGHWOODS PROPERTIES INC	159,547	3,496	557,775,913	3,702	590,652,567	1.80
アメリカ	CARRAMERICA REALTY CORP	133,600	4,155	555,161,106	4,303	574,825,356	1.75
アメリカ	HOSPITALITY PROPERTITES TRUST	112,900	4,789	540,665,963	5,024	567,253,913	1.73
カナダ	CANADIAN APARTMENT PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	340,400	1,645	560,073,668	1,652	562,457,557	1.71
アメリカ	COLONIAL PROPERTIES TRUST	102,300	5,187	530,618,591	5,412	553,626,117	1.69
アメリカ	BRANDYWINE REALTY TRUST	148,589	3,406	506,146,597	3,699	549,560,503	1.67
カナダ	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	282,041	1,682	474,422,774	1,760	496,421,633	1.51
アメリカ	U-STORE-IT TRUST	197,322	2,529	499,055,480	2,514	496,060,108	1.51
アメリカ	CRESCENT REAL ESTATE EQUITIES COMPANY	200,600	2,384	478,318,163	2,470	495,561,237	1.51
オランダ	WERELDHAVE NV	41,370	11,642	481,620,273	11,976	495,456,552	1.51

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資証券	98.65
合計	98.65

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）

< 貸借対照表 >

(単位:円)

科 目	期 別	前 期 平成17年7月5日現在	当 期 平成18年1月5日現在
	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		38,638,720	12,786,238
コール・ローン		492,270,326	477,744,969
親投資信託受益証券		32,305,360,177	28,814,161,395
未収入金		135,000,000	60,000,000
流動資産合計		32,971,269,223	29,364,692,602
資産合計		32,971,269,223	29,364,692,602
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		100,131,699	104,498,899
未払解約金		339,626,343	33,583,486
未払受託者報酬		2,237,901	2,084,192
未払委託者報酬		39,722,903	36,994,560
その他未払費用		128,077	126,516
流動負債合計		481,846,923	177,287,653
負債合計		481,846,923	177,287,653
純資産の部			
元本			
元本		26,879,861,990	22,375,656,301
剰余金			
期末剰余金		5,609,560,310	6,811,748,648
(うち分配準備積立金)		(4,179,077,290)	(5,301,290,636)
剰余金合計		5,609,560,310	6,811,748,648
純資産合計		32,489,422,300	29,187,404,949
負債・純資産合計		32,971,269,223	29,364,692,602

運 用

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

科 目	期 別	前 期 自 平成17年1月6日 至 平成17年7月5日	当 期 自 平成17年7月6日 至 平成18年1月5日
	注記 番号	金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,277	825
有価証券売買等損益		4,230,484,078	3,152,801,218
営業収益合計		4,230,485,355	3,152,802,043
営業費用			
受託者報酬		12,852,613	12,291,611
委託者報酬		228,134,861	218,177,132
その他費用		761,752	748,248
営業費用合計		241,749,226	231,216,991
営業利益		3,988,736,129	2,921,585,052
経常利益		3,988,736,129	2,921,585,052
当期純利益		3,988,736,129	2,921,585,052
当期一部解約に伴う当期純利益分配額		311,125,298	78,085,210
期首剰余金		2,506,957,511	5,609,560,310
剰余金増加額		1,302,817,200	1,473,453,650
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(1,302,817,200)	(1,473,453,650)
剰余金減少額		1,238,755,730	2,473,841,499
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,238,755,730)	(2,473,841,499)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		639,069,502	640,923,655
期末剰余金		5,609,560,310	6,811,748,648

< 重要な会計方針 >

項 目	期 別	前 期 自 平成17年1月6日 至 平成17年7月5日	当 期 自 平成17年7月6日 至 平成18年1月5日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

約款

追加型証券投資信託

ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）

証券投資信託

世界REITマザーファンド

<追加型証券投資信託 ラサール・グローバルREITファンド(毎月分配型)>

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

世界REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界REITマザーファンド受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(5)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(6)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。

収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行ないません。第4計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金91億9,645万7,937円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金3,500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については91億9,645万7,937口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。

前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益証券の取得の申込に応じないものとします。

第1項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止し

ます。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
4. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託世界REITマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(証券取引法第2条において定めがあるものをいうものとします。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券
4. 投資証券もしくは投資法人証券または外国投資証券

なお、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下本条において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えるこ

ととなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成16年3月26日から平成16年4月5日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの純資産総額に応じて下記の率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が100億円以下の部分	年万分の55
”	100億円超 500億円以下の部分 年万分の50
”	500億円超の部分 年万分の40

(収益分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第40条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、第1、第2および第3計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとし、ただし、第43条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとし、

(受益証券の保護預り等)

第41条 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとし、

委託者の指定する証券会社は、原則として、第10条の規定により発行された受益証券(前項に掲げる受益証券を除きます。)を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第43条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、

前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益証券の一部解約の実行を受け付けないものとし、

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得

ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第44条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、

変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委

託者は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年3月26日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

そ の 他

信託約款（平成19年1月4日実施予定）の変更内容について

委託会社は、「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」の受益証券を振替受益権とするため、平成19年1月4日実施予定で重大な約款変更を行なう予定です。当該変更が実施される場合の信託約款の変更部分について、その内容を下表に記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	平成18年4月6日現在の約款の内容
<p>運用制限</p> <p>(1)投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」となった場合は読み替えるものとし、「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」を含め「<u>社振法</u>」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>(2)有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。</p> <p>(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(4)同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>(5)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(6)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。</p> <p>（<u>受益権</u>の取得申込の勧誘の種類）</p> <p>第5条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p> <p>（当初の受益者）</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>（<u>受益権</u>の分割および再分割）</p> <p>第7条 委託者は、第3条第1項による<u>受益権</u>については91億</p>	<p>運用制限</p> <p>(1)投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>(2)有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。</p> <p>(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(4)同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>(5)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(6)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。</p> <p>（<u>受益証券</u>の取得申込の勧誘の種類）</p> <p>第5条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p> <p>（当初の受益者）</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>（<u>受益権</u>の分割および再分割）</p> <p>第7条 委託者は、第3条第1項による<u>受益権</u>については91億</p>

<p>9,645万7,937口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>委託者は、<u>受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし</u>ます。</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。</p> <p>委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。</p> <p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入</p>	<p>9,645万7,937口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行および種類)</p> <p>第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、<u>原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。</u></p> <p>委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。</p> <p>前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。</p> <p>（削 除）</p> <p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>前項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換え</p>	<p>（受益証券の発行についての受託者の認証） 第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。</p> <p>（受益証券の申込単位および価額） 第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>（新 設）</p>
--	--

<p>に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。</p> <p>第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有す</p>	<p>前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益証券の取得の申込に応じないものとします。</p> <p>第1項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該</p>
---	---

<p>る者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>	<p>信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>
<p>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</p>	<p>(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)</p>
<p>第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p>
<p>(受益権の譲渡の対抗要件)</p>	<p>(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)</p>
<p>第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>(無記名式の受益証券の再交付) 第15条</p>	<p>(無記名式の受益証券の再交付) 第15条</p>

<p>(削 除)</p>	<p><u>委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u></p>
<p>(記名式の受益証券の再交付) 第16条 (削 除)</p>	<p>(記名式の受益証券の再交付) 第16条 <u>委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u></p>
<p>(毀損した場合等の再交付) 第17条 (削 除)</p>	<p>(毀損した場合等の再交付) 第17条 <u>委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</u></p>
<p>(受益証券の再交付の費用) 第18条 (削 除)</p>	<p>(受益証券の再交付の費用) 第18条 <u>委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</u></p>
<p>(運用の指図範囲) 第20条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託世界REITマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(証券取引法第2条において定めがあるものをいうものとし、以下同じ。)に投資することを指図します。 1. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの 3. 投資信託または外国投資信託の受益証券 4. 投資証券もしくは投資法人証券または外国投資証券 なお、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託</p>	<p>(運用の指図範囲) 第20条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託世界REITマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(証券取引法第2条において定めがあるものをいうものとし、以下同じ。)に投資することを指図します。 1. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの 3. 投資信託または外国投資信託の受益証券 4. 投資証券もしくは投資法人証券または外国投資証券 なお、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託</p>

<p>3.コール・ローン 4.手形割引市場において売買される手形</p> <p>(有価証券の保管) 第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 (削 除)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第39条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第40条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第40条 収益分配金は、第1、第2および第3計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者</p>	<p>3.コール・ローン 4.手形割引市場において売買される手形</p> <p>(有価証券の保管) 第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第39条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第40条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第40条 収益分配金は、第1、第2および第3計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券</p>
--	--

<p>に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。<u>当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u>ただし、第43条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）</u>に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、<u>当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、</u>社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、<u>受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、<u>第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p>前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(受益証券の保護預り等) 第41条 (削除)</p>	<p>の取得の申込に応じたものとします。ただし、第43条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、<u>当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</u></p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。</p> <p>前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券の価額等</u>に応じて計算されるものとします。<u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。</u></p> <p>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、<u>印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。</u></p> <p>(受益証券の保護預り等) 第41条 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。 委託者の指定する証券会社は、原則として、第10条の</p>
--	--

<p>(一部解約) 第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、<u>受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。</u></p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、<u>第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u></p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受</p>	<p><u>規定により発行された受益証券(前項に掲げる受益証券を除きます。)</u>を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。</p> <p>(一部解約) 第43条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、<u>委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</u></p> <p>前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、<u>受益証券の一部解約の実行を受け付けられないものとします。</u></p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、<u>当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)</u>を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受</p>
--	--

<p>益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第44条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)</p> <p>第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>附則第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>附則第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>附則第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p>	<p>益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第44条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>附則第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>附則第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>附則第3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます</p>
---	---

す。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしてします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとしてします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとしてします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとしてします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へ

	<p>は、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</p> <p>前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとしします。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>
--	---

<証券投資信託 世界REITマザーファンド>

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、世界各国の証券取引所に上場する不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、インカム収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

世界各国の証券取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界各国の証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。

不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の証券取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。

不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(5)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(6)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第18条の範囲で行ないます。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金91億円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けま

す。
委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を主要投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については91億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第18条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第22条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年1月6日から翌年1月5日までとすることを原則とします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成16年3月26日から開始するものとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。
(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第35条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第41条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第36条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第43条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年3月26日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

委託会社	運用会社のことをいいます。
------	---------------

運用報告書	期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。
-------	---

か

解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。
------	---

解約請求	ファンドの換金方法の一つです。受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。解約価額で行なわれます。
------	--

格付	格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期(償還)時の元金が支払われる確実性(信用度)を、利害関係のない第三者(格付機関)が判断(評価)し、投資家に提供する情報のことです。
----	---

基準価額	純資産総額を、受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらの価値があるかをあらわしています。
------	---

繰上償還	信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰り上げて運用を終了させることをいいます。
------	---

個別元本	投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。
------	---

個別元本方式	税金の計算を各受益者毎の取得元本(個別元本)をもとに行なう方式のことをいいます。
--------	--

さ

自動けいぞく投資	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
----------	--

収益分配	ファンドの決算期に、運用の結果あげられた収益などを保有口数に応じて受益者に分配することをいいます。
------	---

受益者	ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。
-----	-------------------------

信託財産の総額	信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。
---------	-------------------------

純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額(信託財産の総額)から負債総額を控除したものをいいます。
-------	---

償還	ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。償還金は原則として償還日から起算して5営業日目から支払われます。
----	---

信託期間	ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。
------	----------------------------

信託財産	多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。
------	--

さ

信託財産留保額 投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。

信託報酬 ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。

た

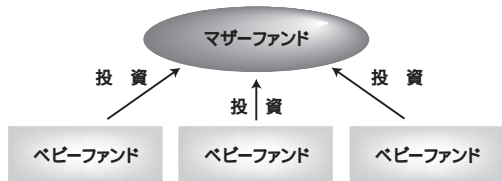
デュレーション 金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

投資信託 多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。

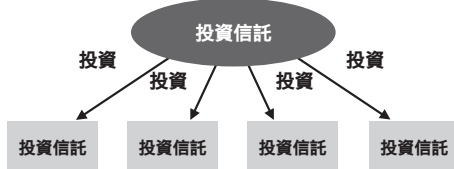
投資信託説明書 目論見書の別称です。

は

ファミリーファンド方式 株式や債券などの運用を親ファンド(マザーファンド)で行ない、子ファンド(ベビーファンド)である投資信託が、その親ファンドの受益証券に投資を行なう仕組みをいいます。マザーファンドの損益は、ベビーファンドに帰属します。



ファンド・オブ・ファンズ 投資信託に投資する投資信託のことをいいます。



ファンドマネージャー ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。

分散投資 投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域など)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。

ポートフォリオ 株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成をいいます。

ま

目論見書 ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。

や

約款 正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。

ら

リスクとリターン 投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

そ
の
他

ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)

R100

古紙/パルプ配合率100%
再生紙を使用しています

日興AM*mobile*LE



▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード



ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月5日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月6日にその効力が発生しております。
2. 「ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）」（マザーファンドを含みます。）は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産など値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

— 目 次 —

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	5
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	15

第1【ファンドの沿革】

平成16年3月26日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- オーストラリア証券取引所の休業日

(3) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(4) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

＜分配金受取りコース＞

保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(5) 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(6) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(7) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(2) 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- オーストラリア証券取引所の休業日

(3) 換金制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

<解約請求による換金>

(1) 換金単位

- <分配金再投資コース> 1口単位
- <分配金受取りコース> 1口単位

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3) 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
 - ・マザーファンド受益証券：基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - ・海外不動産投信：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における証券取引所の最終相場で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。)

ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(2)【保管】

＜分配金再投資コース＞

受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

＜分配金受取りコース＞

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成16年3月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
 - 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。
- ③ 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。
- ④ 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ⑤ 運用報告書の作成
- 委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。
- ⑥ 関係法人との契約について
- ・ 販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・ 投資顧問会社とのマザーファンドの資産における投資一任契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。＜分配金再投資コース＞の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成17年1月6日から平成17年7月5日までの特定期間と平成17年7月6日から平成18年1月5日までの特定期間の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年8月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤 翔 義 雄 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥 飼 裕 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成17年1月6日から平成17年7月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成17年7月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年2月14日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中


中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤 潤 義 雄 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥 飼 裕 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成17年7月6日から平成18年1月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサール・グローバルREITファンド（毎月分配型）の平成18年1月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ラサール・グローバルREITフアード（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		前 期 自平成17年7月5日現在 金額	当 期 自平成18年1月5日現在 金額
資産の部			
I 流動資産			
金銭信託		38,638,720	12,786,238
コール・ローン		492,270,326	477,744,969
親投資信託受益証券		32,305,360,177	28,814,161,395
未収入金		135,000,000	60,000,000
流動資産合計		32,971,269,223	29,364,692,602
資産合計		32,971,269,223	29,364,692,602
負債の部			
I 流動負債			
未払収益分配金		100,131,699	104,498,899
未払解約金		339,626,343	33,583,486
未払委託者報酬		2,237,901	2,084,192
未払委託者報酬		394,722,903	36,994,560
その他未払費用		128,077	126,516
流動負債合計		481,846,923	177,287,653
負債合計		481,846,923	177,287,653
純資産の部			
I 元本			
元本		26,879,861,990	22,375,656,301
II 剰余金			
期末剰余金		5,609,560,310	6,811,748,648
(うち分配準備積立金)		(4,179,077,290)	(5,301,290,636)
剰余金合計		5,609,560,310	6,811,748,648
純資産合計		32,489,422,300	29,187,404,949
負債・純資産合計		32,971,269,223	29,364,692,602

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		前 期 自平成17年7月5日 金額	当 期 自平成17年7月6日 至平成18年1月5日 金額
経常損益の部			
営業損益の部			
I 営業収益			
受取利息		1,277	825
有価証券売買等損益		4,230,484,078	3,152,801,218
営業収益合計		4,230,485,355	3,152,802,043
II 営業費用			
委託者報酬		12,852,613	12,291,611
委託者報酬		228,134,861	218,177,132
その他費用		761,752	748,248
営業費用合計		241,749,226	231,216,991
営業利益		3,988,736,129	2,921,585,052
経常利益		3,988,736,129	2,921,585,052
当期純利益		3,988,736,129	2,921,585,052
III 当期一部解約に伴う当期純利益分配額		311,125,298	78,085,210
IV 期首剰余金		2,506,957,511	5,609,560,310
V 剰余金増加額		1,302,817,200	1,473,453,650
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(1,302,817,200)	(1,473,453,650)
VI 剰余金減少額		1,238,755,730	2,473,841,499
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,238,755,730)	(2,473,841,499)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
VII 分配金		639,069,502	640,923,655
VIII 期末剰余金		5,609,560,310	6,811,748,648

重要な会計方針

項目	前 期 自平成17年1月6日 至平成17年7月5日	当 期 自平成17年7月6日 至平成18年1月5日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	前 期	当 期
	平成17年7月5日現在	平成18年1月5日現在
期首元本額	25,045,972,169 円	26,879,861,990 円
期中追加設定元本額	13,197,755,858 円	5,763,611,017 円
期中解約元本額	11,363,866,037 円	10,287,816,706 円

(損益及び剰余金計算書関係)

	前 期	当 期
	自 平成17年1月6日 至 平成17年7月5日	自 平成17年7月6日 至 平成18年1月5日
1. 信託財産の運用に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	77,989,064 円	74,890,031円
2. 分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	自 平成17年1月6日 至 平成17年2月7日 45,897,133 円	自 平成17年7月6日 至 平成17年8月5日 85,609,814 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	1,173,656,874 円
C 信託約款に定める収益調整金	1,364,199,920 円	2,194,908,778 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	1,833,690,197 円	3,523,181,597 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	3,243,787,250 円	6,977,357,063 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.1265 円	0.2891 円
G 分配金額 (一万口当たり)	1,265 円	2,891 円
H 分配金額 (一口当たり)	96,400,288 円	112,442,097 円
分配金額 (一万口当たり)	0.0040 円	0.0050 円
分配金額 (一口当たり)	40 円	50 円
分配金に加算した外国支払税	6,120,455 円	8,191,140 円
自 平成17年2月8日 至 平成17年3月7日	99,518,028 円	168,536,566 円
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	0 円	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	1,541,960,261 円	2,312,368,848 円
C 信託約款に定める収益調整金	1,675,847,341 円	4,251,596,054 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	3,317,325,630 円	6,732,501,468 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	0.1269 円	0.2923 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	1,269 円	2,923 円
G 分配金額 (一万口当たり)	97,940,104 円	107,704,195 円
H 分配金額 (一口当たり)	0.0040 円	0.0050 円
分配金額 (一万口当たり)	40 円	50 円
分配金に加算した外国支払税	6,617,448 円	7,434,904 円

	自 平成17年3月8日 至 平成17年4月5日	自 平成17年4月6日 至 平成17年5月6日	自 平成17年5月7日 至 平成17年6月6日	自 平成17年6月7日 至 平成17年7月5日	自 平成17年7月6日 至 平成17年8月5日	自 平成17年8月6日 至 平成17年9月5日	自 平成17年9月6日 至 平成17年10月5日	自 平成17年10月6日 至 平成17年11月7日	自 平成17年11月8日 至 平成17年12月5日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	95,647,357 円	142,421,524 円	118,831,570 円	153,232,332 円	1,289,964,499 円	1,172,752,505 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	0 円	0 円	0 円	2,289,292,006 円	2,312,368,848 円	2,673,486,659 円	2,673,486,659 円	2,673,486,659 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,088,943,456 円	2,277,546,189 円	2,277,546,189 円	2,289,292,006 円	4,251,596,054 円	4,251,596,054 円	3,773,011,507 円	3,773,011,507 円	3,773,011,507 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	1,637,544,427 円	1,582,574,583 円	1,582,574,583 円	1,486,705,796 円	5,219,194,633 円	5,219,194,633 円	8,268,169,066 円	8,268,169,066 円	8,268,169,066 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	3,802,135,240 円	4,002,542,296 円	4,002,542,296 円	5,219,194,633 円	11,273,051,293 円	11,273,051,293 円	104,682,061 円	104,682,061 円	104,682,061 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.1267 円	0.1283 円	0.1283 円	0.1724 円	0.2923 円	0.2923 円	0.3677 円	0.3677 円	0.3677 円
G 分配金額 (一万口当たり)	1,267 円	1,283 円	1,283 円	1,724 円	2,923 円	2,923 円	3,677 円	3,677 円	3,677 円
H 分配金額 (一口当たり)	113,013,336 円	118,831,570 円	118,831,570 円	153,232,332 円	1,289,964,499 円	1,172,752,505 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円
分配金額 (一万口当たり)	0.0040 円	0.0040 円	0.0040 円	0.0040 円	0.0050 円	0.0050 円	0.0050 円	0.0050 円	0.0050 円
分配金額 (一口当たり)	40 円	40 円	40 円	40 円	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円
分配金に加算した外国支払税	6,940,967 円	5,888,386 円	5,888,386 円	8,191,140 円	8,191,140 円	8,191,140 円	7,367,616 円	7,367,616 円	7,367,616 円
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	142,421,524 円	142,421,524 円	142,421,524 円	153,232,332 円	1,289,964,499 円	1,172,752,505 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	0 円	0 円	0 円	2,289,292,006 円	2,312,368,848 円	2,673,486,659 円	2,673,486,659 円	2,673,486,659 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,277,546,189 円	2,277,546,189 円	2,277,546,189 円	2,289,292,006 円	4,251,596,054 円	4,251,596,054 円	3,773,011,507 円	3,773,011,507 円	3,773,011,507 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	1,582,574,583 円	1,582,574,583 円	1,582,574,583 円	1,486,705,796 円	5,219,194,633 円	5,219,194,633 円	8,268,169,066 円	8,268,169,066 円	8,268,169,066 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	4,002,542,296 円	4,002,542,296 円	4,002,542,296 円	5,219,194,633 円	11,273,051,293 円	11,273,051,293 円	104,682,061 円	104,682,061 円	104,682,061 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.1283 円	0.1283 円	0.1283 円	0.1724 円	0.2923 円	0.2923 円	0.3677 円	0.3677 円	0.3677 円
G 分配金額 (一万口当たり)	1,283 円	1,283 円	1,283 円	1,724 円	2,923 円	2,923 円	3,677 円	3,677 円	3,677 円
H 分配金額 (一口当たり)	118,831,570 円	118,831,570 円	118,831,570 円	153,232,332 円	1,289,964,499 円	1,172,752,505 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円	1,686,079,832 円
分配金額 (一万口当たり)	0.0040 円	0.0040 円	0.0040 円	0.0040 円	0.0050 円	0.0050 円	0.0050 円	0.0050 円	0.0050 円
分配金額 (一口当たり)	40 円	40 円	40 円	40 円	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円
分配金に加算した外国支払税	5,888,386 円	5,888,386 円	5,888,386 円	8,191,140 円	8,191,140 円	8,191,140 円	7,367,616 円	7,367,616 円	7,367,616 円

	自 平成17年6月7日 至 平成17年7月5日	自 平成17年12月6日 至 平成18年1月5日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	184,522,516 円	136,651,868 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売却等損益	1,732,207,236 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,185,659,710 円	2,860,519,663 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	2,362,479,237 円	5,269,137,677 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	6,464,868,699 円	8,266,309,198 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.2405 円	0.3694 円
G 分配金額 (一万口当たり)	2,405 円	3,694 円
H 分配金額 (一口当たり)	100,131,699 円	104,498,899 円
分配金額 (一万口当たり)	0.0040 円	0.0050 円
分配金額 (一口当たり)	40 円	50 円
分配金に加算した外国支払税	7,387,748 円	7,379,382 円

(有価証券関係)

前期 (自 平成 17 年 1 月 6 日 至 平成 17 年 7 月 5 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
親投資信託受益証券	32,305,360,177	2,012,225,048	
合 計	32,305,360,177	2,012,225,048	

当期 (自 平成 17 年 7 月 6 日 至 平成 18 年 1 月 5 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
親投資信託受益証券	28,814,161,395	△520,222,272	
合 計	28,814,161,395	△520,222,272	

(1口当たり情報)

前 期	当 期
平成17年7月5日現在	平成18年1月5日現在
1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)
1,2087 円 (12,087 円)	1,3044 円 (13,044 円)

(3) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

種 類	数 額	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	世界REITマザーファンド	20,011,223,971	28,814,161,395	
合 計		20,011,223,971	28,814,161,395	

(単位:円)

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

重要な会計方針

項目	対象期間	自 平成17年1月6日 至 平成17年7月5日	自 平成17年1月6日 至 平成18年1月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のおおりの原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価価値を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認めた価値で評価しております。	投資証券は移動平均法に基づき、以下のおおりの原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価価値を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認めた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(参考)
当ファンドは「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「世界REITマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

世界REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位:円)	
		平成17年7月5日現在	平成18年1月5日現在
		金額	金額
資産の部			
I 流動資産			
預金		6,499,797	396,077,868
コール・ローン		497,966,034	252,710,404
投資証券		34,889,448,431	30,471,600,546
未収入金		266,135,854	606,192,469
未取配当金		207,808,606	186,573,890
流動資産合計		35,867,858,722	31,913,155,177
資産合計		35,867,858,722	31,913,155,177
負債の部			
I 流動負債			
未払金		-	475,058,745
未払解約金		135,000,000	60,000,000
流動負債合計		135,000,000	535,058,745
負債合計		135,000,000	535,058,745
純資産の部			
I 元本			
元本		27,627,088,794	21,792,218,439
II 剰余金			
剰余金		8,105,769,928	9,585,877,993
剰余金合計		8,105,769,928	9,585,877,993
純資産合計		35,732,858,722	31,378,096,432
負債・純資産合計		35,867,858,722	31,913,155,177

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成17年7月5日現在	平成18年1月5日現在
期首	平成17年1月6日	平成17年7月6日
期首元本額	26,529,043,823 円	27,627,088,794 円
期首からの追加設定元本額	7,509,326,949 円	549,348,604 円
期首からの解約元本額	6,411,281,978 円	6,384,218,959 円
平成17年7月5日現在の元本の内訳 ※		平成18年1月5日現在の元本の内訳 ※
ラサール・グローバルREIT ファンド (毎月分配型)	24,977,083,793 円	ラサール・グローバルREIT ファンド (毎月分配型)
日興ワールDREITファンド (合計)	2,650,005,001 円 27,627,088,794 円	日興ワールDREITファンド (合計)

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自平成17年1月6日 至 平成17年7月5日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
投資証券	34,889,448,431	1,781,109,917	
合 計	34,889,448,431	1,781,109,917	

対象期間 (自平成17年7月6日 至 平成18年1月5日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
投資証券	30,471,600,546	1,800,859,008	
合 計	30,471,600,546	1,800,859,008	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自平成17年1月6日 至 平成17年7月5日	自平成17年7月6日 至 平成18年1月5日
取引の内容	当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引の執行・管理については、為替の市場価格の変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、為替の市場価格の変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成17年7月5日現在	平成18年1月5日現在
1口当たり純資産額	1,2984 円	1口当たり純資産額 1,4399 円
(1万口当たり純資産額)	(12,934 円)	(1万口当たり純資産額) (14,399 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(投資証券)

銘柄	銘柄	評価額	備 考
8967 日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	44	36,080,000	
合計	44	36,080,000	

(単位:円)

(外国投資証券)

外国投資証券(アメリカドル)		(単位:アメリカドル)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
00849210	AGREE REALTY CORPORATION	1,269,900.68	
02483510	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	3,139,770.26	
03958310	ARCHSTONE-SMITH TRUST	2,543,537.75	
05564E10	BRE PROPERTIES-CL A	2,676,970.00	
10536820	BRANDYWINE REALTY TRUST	3,335,040.00	
14441810	CARRAMERICA REALTY CORP	4,714,744.00	
19238U10	COGDILL SPENCER INC	2,771,253.01	
19587210	COLONIAL PROPERTIES TRUST	4,506,315.00	
22575610	CRESCENT REAL ESTATE EQUITIES COMPANY	4,062,150.00	
26441150	DUKE REALTY COPORATION	6,149,743.38	
26959710	EAGLE HOSPITALITY PROPERTIES	3,255,270.83	
27727610	EASTGROUP PROPERTIES INC	2,657,734.29	
29474110	EQUITY OFFICE PROPERTIES TRUST-REIT	4,153,554.00	
30225710	EXTRA SPACE STORAGE INC	1,536,197.30	
33610F10	FIRST POTOMAC REALTY TRUST	2,313,985.60	
37930210	GLIMCHER REALTY TRUST	4,967,879.84	
40426W10	IRPT PROPERTIES TRUST	2,730,500.00	
42194610	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	5,697,132.12	
42217K10	HEALTH CARE REIT INC	768.24	
42725M10	HERITAGE PROPERTY INVESTMENT	6,462,722.76	
43014110	HIGHLAND HOSPITALITY CORPORATION	2,946,716.40	
43128410	HIGHWOODS PROPERTIES INC	4,736,950.43	
43730610	HOME PROPERTIES INC	9,011,787.00	
44106M10	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	4,591,643.00	
55977510	MAGUIRE PROPERTIES INC	5,324,004.00	
60114810	THE MILLS CORP	1,839,600.00	
63862010	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	3,494,557.44	
64805310	NEW PLAN EXCEL REALTY TRUST	6,414,999.00	
70159Q10	PARKWAY PROPERTIES INC	2,854,047.38	
70910210	PENNSYLVANIA REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,277,978.00	
73746410	POST PROPERTIES INC	1,383,460.00	
74070610	PRENTISS PROPERTIES TRUST	2,003,829.90	
75621K10	RECKSON ASSOCIATES REALTY CORPORATION	4,934,170.08	
81721M10	SENIOR HOUSING PROPERTIES TRUST	2,296,909.12	
82880610	SIMON PROPERTY GROUP INC-REIT	12,812,129.46	
84610H10	SOVRAN SELF STORAGE INC	2,097,301.50	
84856830	SPIRIT FINANCE CORPORATION	5,411,612.50	
86667410	SUN COMMUNITIES INC	3,999,564.00	
86789210	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	179,850.00	
89208110	TOWN&COUNTRY TRUST	1,051,446.66	
91019710	UNITED DOMINION REALTY TRUST	4,443,801.00	
91274F10	U-STORE-IT TRUST	3,994,288.66	
97563A10	WINSTON HOTELS INC	247,323.66	
アメリカドル 計		5,879,957	
(邦貨換算額)		(18,165,951,459)	

外国投資証券(カナダドル)

外国投資証券(カナダドル)		(単位:カナダドル)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
BRE-U	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	282,041	4,622,651.99
CAR-U	CANADIAN APARTMENT PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	334,400	5,360,432.00
REF-U	CANADIAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	354,169	7,912,135.46
REI-U	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	543,369	12,258,404.64
SMU-U	SUMMIT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	326,873	8,024,732.15
カナダドル 計		1,840,852	38,178,356.24
(邦貨換算額)			(3,866,322,136)

外国投資証券(オーストラリアドル)

外国投資証券(オーストラリアドル)		(単位:オーストラリアドル)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
DRT	DB RREEF TRUST	5,551,281	7,744,036.99
IIF	ING INDUSTRIAL FUND	2,231,612	4,954,178.64
IPG	INVESTA PROPERTY GROUP	3,831,764	7,625,210.36
MCW	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRUST	2,638,315	5,276,630.00
MGR	MIRVAC GROUP	1,269,098	5,304,829.64
SGP	STOCKLAND	1,750,247	11,359,103.03
WDC	WESTFIELD GROUP	314,402	5,734,692.48
オーストラリアドル 計		17,586,719	47,998,681.14
(邦貨換算額)			(4,168,685,457)

外国投資証券(イギリスポンド)

外国投資証券(イギリスポンド)		(単位:イギリスポンド)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
INGU	ING UK REAL ESTATE INCOME TRUST LTD	1,983,330	2,146,954.72
イギリスポンド 計		1,983,330	2,146,954.72
(邦貨換算額)			(438,837,545)

外国投資証券(香港ドル)

外国投資証券(香港ドル)		(単位:香港ドル)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
LINK	LINK REIT	2,046,000	28,746,300.00
香港ドル 計		2,046,000	28,746,300.00
(邦貨換算額)			(430,907,037)

外国投資証券(シンガポールドル)

外国投資証券(シンガポールドル)		(単位:シンガポールドル)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
AREIT	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	454,000	867,140.00
シンガポールドル 計		454,000	867,140.00
(邦貨換算額)			(61,202,741)

外国投資証券(ユーロ)

(単位:ユーロ)

銘柄	券面総額	評価額	備考
CORA	118,200	5,483,298.00	
NSI	135,408	2,836,797.60	
RCEA	43,850	3,139,660.00	
UL	35,450	4,112,200.00	
VASTN	84,040	4,517,150.00	
WEHA	41,370	3,384,066.00	
ユーロ計	458,318	23,473,171.60	
(邦貨換算額)		(3,303,614,171)	

総合計		(単位:円)
		(30,435,520,546)
		30,471,600,546

(注) 総合計の()内の金額は投資証券の邦貨換算額合計であります。
投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	投資証券 43銘柄	100.0	59.7
カナダドル	投資証券 5銘柄	100.0	12.7
オーストラリアドル	投資証券 7銘柄	100.0	13.7
イギリスポンド	投資証券 1銘柄	100.0	1.4
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.0	1.4
シンガポールドル	投資証券 1銘柄	100.0	0.2
ユーロ	投資証券 6銘柄	100.0	10.9

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成18年1月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	30,630,334,497 円
II 負債総額	235,487,144 円
III 純資産総額 (I-II)	30,394,847,353 円
IV 発行済数量	22,234,394,978 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.3670 円

(参考) 世界REITマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	32,901,516,904 円
II 負債総額	60,000,000 円
III 純資産総額 (I-II)	32,841,516,904 円
IV 発行済数量	21,729,044,730 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.5114 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1特定期間	17,423,182,300	109,228,769
第2特定期間	16,884,276,244	9,152,257,606
第3特定期間	13,197,755,858	11,363,866,037
第4特定期間	5,763,611,017	10,267,816,706

(注) 第1特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。



日興AMmobile

▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード

日興AM*mobile*



▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード